

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和6年8月29日（木） 午前10時01分～午後0時08分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子 副委員長 田崎あきひさ 委 員 岡崎つよし 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	議 長 木村さゆり 委員外議員 山田けんたろう わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ 議長

2 議題

(1) 令和6年第3回長久手市議会定例会議事日程について

ア 一般質問について

＜説明：事務局＞

- ・発言通告 個人質問 15人
- ・9月17日（火）5人、18日（水）5人、19日（木）5人
- ・決算審査意見書質疑通告書は提出者なし

（委員長） 質問通告書の内容について意見はあるか。

＜意見なし＞

（委員長） 一般質問の順序及び日程案について、説明のとおりでよいか。

＜異議なし＞

イ 請願について

- ・請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願（請願文書表及び請願書のとおり）
提出者の趣旨説明なし

（委員長） 請願書の内容について、確認事項等はあるか。

＜意見なし＞

（委員長） 審査する委員会については、教育福祉委員会でよいか。

＜異議なし＞

- ・請願第3号 再審法改正を求める意見書の採択を求める請願（請願文書表及び請

願書のとおり)

提出者の趣旨説明あり

(委員長) 請願書の内容について、確認事項等はあるか。

<意見なし>

(委員長) 審査する委員会については、総務くらし建設委員会でよいか。

<異議なし>

ウ 陳情について

- ・陳情第3号 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情(陳情文書表及び陳情書のとおり)

提出者の趣旨説明なし

(委員長) 陳情書の内容について、確認事項等はあるか。

<意見なし>

(委員長) 審査する委員会については、議会運営委員会でよいか。

<異議なし>

(委員長) 次回の委員会で審査することとする。

エ 議事日程について

<説明：事務局> (議事日程第2号～第6号のとおり)

- ・請願第2号及び請願第3号関係の追加
- ・一般質問の順序及び日程のとおり議員名を追加

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(2) 令和6年第4回定例会の日程について

<説明：事務局> (会期日程案のとおり)

- ・第4回定例会 11月28日(木)から12月19日(木)までの22日間

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(3) 議会基本条例検証結果に基づく課題検討について

ア 政務活動費の使途基準の見直しについて

(委員長) まず、新聞購読料について各会派の意見を伺う。

(公明党) 長久手市議会政務活動費の交付に関する条例第11条に「使途の透明性の確保に努めるものとする」とある。「透明性を確保する」とはどんなことかについて議論し、市民に対してしっかりと説明ができるようにするなら、1紙目から対象にしてもよいと思う。

(みらい) 議員活動以外では読まないという明確な線引きは難しいが、各個人がきちんと説明できるのであれば、1紙目から対象にしてもよいし、紙数の制限も不要

だと思う。

(ながくて) 紙かデジタルかに関わらず、収支報告書に全ての領収書を添付すれば、1紙目から対象にしてもよい。

(香流) 市民が納得するような説明ができなければならないので、現状どおり2紙目以降の1紙のみとするのがよい。また、現在は収支報告書の添付書類として1紙目の領収書は必要とされていないが、添付するよう改正した方がよい。

(無会派の会)

いかにして透明性を確保するかについては、各個人が自分で説明責任として果たすべきことだと思う。

政党紙やスポーツ新聞まで対象とするかどうかは議論が必要かもしれないが、基本的には、2紙目以降とか1紙のみといった制限は必要ないと考える。

(香流) 業界紙は対象としてよいと思う。

(無会派の会)

政党紙は、自分の所属する政党のものであったり、付き合いで購入したりすることもあるので、「議員が行う調査研究のために必要な資料」と判断できるかどうか難しい。

(公明党) 小牧市議会では、議会費で購入した新聞を事務局横のロビーに設置しているので、新聞購読料は政務活動費の対象外としているとのことである。本市議会も議会費で一般新聞を議員控室に設置しており、新聞購読料を紙数の制限なく政務活動費の対象とするのであれば、議員控室の新聞の扱いについてもともに議論すべきではないか。

(わたなべ委員外議員)

議員の調査研究のために広く知識の収集ができるよう、業界紙も含め、1紙目から紙数の制限なく対象にするのがよい。ただし、市民にしっかりと説明できるようにしなければならない。

(委員長) 会派「香流」以外は、領収書があれば、1紙目から紙数の制限なく対象としてよいという意見であった。

(香流) 一般新聞は議員控室の新聞を活用すればよいと思っている。先ほど会派「公明党」から意見があったように、政務活動費の対象とする新聞の紙数制限をなくすなら、議員控室への新聞の設置をやめるとか、紙数を減らす議論も必要である。

(委員長) デジタル新聞を対象とすることについては、全会派合意としてよいか。

(岡崎委員) デジタル新聞は既に対象となっていることを、先回の委員会で確認済みである。

(ささせ委員)

今議論しようとしているのは、紙の一般新聞は従来どおり2紙目以降とし、デジタル新聞や、紙でも業界紙であれば1紙目から対象としてはどうかということか。

(岡崎委員) 若しくは、デジタル新聞でも1紙は1紙なので、従来どおり紙かデジタルか

に関わらず2紙目以降を対象とし、2紙目以降の紙数制限についてはなくしてはどうかということか。

(委員長) 自分は、紙とデジタル新聞はどちらか1紙のみだと思っている。

(富田委員) 業界紙はどこまでの範囲とするか。

(野村委員) どの業界の新聞ということを具体的に決めすぎると、新しいものが出てくるたびに、対象とするかどうか議論しないといけなくなる。一般的に誰が見ても業界紙だと思える新聞で、どのように議員活動に使うかを各自で説明できればよい。

(わたなべ委員外議員)

他市議会の状況を調べてはどうか。

(議長) 野村委員の意見のとおり、誰もが業界紙だと納得できるような新聞であって、何に使うかを各自がしっかり説明できればよい。

(岡崎委員) 建通新聞は、市で取っているか。

(事務局) 正確には分からないが、どこかの部署で取っているとは思う。

(岡崎委員) 建通新聞は市も建設業界の情勢を知るために取っているようであり、こういうものは議員としても「調査研究のために必要」と責任を持って説明ができると思う。

(委員長) 意見をまとめると、「紙かデジタルかに関わらず1紙目から対象とし、紙数の制限はなくす。また透明性の確保のため、政務活動費で購読する全ての新聞の領収書を添付することとし、その新聞を議員活動にどのように使うかは、各自で説明できるようにする。また、業界紙は対象とするが、スポーツ紙は対象外とする。」ということによいか。

<異議なし>

(委員長) いつから運用を変更するか。新年度となる令和7年4月からとするか、令和6年度途中からとするか。

(山田(か)委員)

条例改正が必要なわけではないので、早く変更すればよい。

(岡崎委員) 会派に持ち帰り、次回までに話し合ってきてはどうか。

(事務局) この後、ICT関連費や、それ以外の項目についても見直しの必要があるかどうかを議論することになっている。条例改正が必要になる内容も出てくるかもしれないし、いくつも変更点が発生した場合は、やはり新年度からという区切りで全て一括して変更ということもあると思う。それを考慮した上で、次回の委員会で変更時期の議論をしていただきたい。

(委員長) 変更時期については、次回の委員会で議論する。

<休憩：午前11時02分>

<再開：午前11時15分>

(委員長) 次に、ICT関連費について各会派の意見を伺う。

(無会派の会)

バッテリー代については対象としてよいと思うが、通信費については包括的な議論が必要ではないか。例えば、現在公費で貸与されているタブレットとSIMカードの利便性はどうか。それを踏まえ、タブレットのリース期間の終了後、もし貸与をやめるとすれば、自分の端末の周辺機器にかかる経費は政務活動費の対象としてもよいのではないかと、という話になると思う。

ICT関連費について会派としての意見はまとまっていないが、それよりも政務活動費の増額について議論したい。

(香流) 公費で5GB分のSIMカードをタブレットに装備してもらっているので、まずはそれをしっかり活用することである。そして今後、タブレットの貸与をどうするかについて議論する中で、通信費についても検討するのがよい。

(ながくて) 私用と議会活動・議員活動との線引きが難しく、説明ができないので、対象外とするのがよい。

(みらい) ICT機器を使いこなしている方ではないので、自分としては現状特に困っていないが、よく使っている議員の意見に従いたい。

(公明党) 私用と議会活動・議員活動との線引きが難しいので、現状どおり対象外とするのがよい。会派「香流」の意見にも賛成である。

(わたなべ委員外議員)

自分は外出先で端末を使うことがないので分からないが、政務活動費の対象とするなら、公私の線引きについての整理は必要だと思う。

(委員長) 公私の線引きが難しいことから、ICT関連費については現状どおり対象外とする。また、現在の貸与タブレットのリース期間が終わる時期に、改めて議論することとする。

イ 条例・解説文の改正の要否、改正文案（前文から第9条まで）

(委員長) 条例・解説文の改正の要否について、前文から順番に確認していく。

【前文】

(委員長) 検証会議からの改正文案（以下「改正文案」）のとおり、条文を改正することとしてよいか。

<異議なし>

【第1条（目的）】

(委員長) 検証会議の報告では、条例・解説文ともに改正不要とされている。改正なしとしてよいか。

<異議なし>

【第2条（議会の責務）】

(委員長) 改正文案のとおり、条文を改正することとしてよいか。

<異議なし>

【第3条（議長の責務）】

(委員長) 改正文案のとおり、条文を改正することとしてよいか。

<異議なし>

【第4条（議決責任）】

(委員長) 改正文案のとおり、解説文を改正することとしてよいか。

<異議なし>

【第5条（議員の責務）】

(委員長) 条例・解説文ともに改正不要とされている。改正なしとしてよいか。

<異議なし>

【第6条（会派）】

(委員長) 条例・解説文ともに改正不要とされている。改正なしとしてよいか。

<異議なし>

(副委員長) 検証シートの「評価の理由・問題点等」の欄に、会派「ながくて」から「現状の会派結成においては『政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成し、活動するものとする。』には疑義が残る。」との記載があるが、条文改正は不要でよいのか。

(ながくて) 条文自体に疑義はないので改正不要である。

(委員長) 自分の会派からは、委員会に急病等で出席できなくなった委員の代わりに、同じ会派内の別の議員が出席できるような仕組みを作れないかという提案をした。また該当する条のところで検討することとする。

【第7条（政務活動費）】

(委員長) 「ア」の議題の中で、副委員長から政務活動費の増額について議論したいとの意見があったが、金額についてはまた改めて意見を伺うこととし、今回は、条例・解説文の改正の可否について諮る。

検証会議の報告では、条例・解説文ともに改正不要とされている。改正なしとしてよいか。

<異議なし>

【第8条（市民参加及び市民との連携）】

(委員長) 第1項について、改正文案のとおり条文を改正することとしてよいか。また、第2項については改正不要とされているので、改正なしとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 第3項、第4項について、改正文案のとおり条文を改正することとしてよいか。

(野村委員) 第3項について、「敬意を持って」という文言を追加する案となっている。前条までは「第一の使命」の「第一の」や、「更なる議会改革」の「更なる」、「十分果たす」の「十分」など、形容詞的な文言は積極的に削除する方向であるのに、この部分だけ「敬意を持って」と入れるのは違和感があり、ない方がよいと思う。

(富田委員) 趣旨説明を希望される請願者や陳情者の中には、委員会という慣れない場に勇気を持って出席される方もみえる。趣旨説明では、請願者や陳情者からは委員に対して質問ができないので、委員からの一方的な質疑で責め立てているよ

うな雰囲気を感じる事が何度かあった。「敬意を持って」という文言が適切かどうかは分からないが、状況を改善したい。

(委員長) 委員長の采配で改善できる部分もあると思う。

(山田(か)委員)

第4項について、「報告会」を「意見交換会等」という文言に変更する改正案となっている。従来「報告会」という文言であったために、なかなか開催が難しかったところはあるが、ただ完全に削除してしまってもよいかどうかは、しっかり議論した方がよい。

(田崎委員) 残したいという意見があるのであれば、残してもよい。

(川合委員) 「等」に報告会を含めるかどうかだと思うが、どちらでもよい。

(野村委員) 川合委員の意見と同じである。

(山田(か)委員)

改正文案では、第3項の2は「議会は、議会活動の状況を市民に伝えるよう努めなければならない。」となっており、これは「報告」のことだと思うので、第4項は「意見交換会等」でまとめるのではなく、「議会報告会及び意見交換会」とした方がよい。

(委員長) 第3項「敬意を持って」及び第4項「意見交換会等」については、次回の委員会までに各会派で意見をまとめておいてほしい。また、解説文の検討についても次回に持ち越しとする。

なお、今回は第12条まで検討を進める予定である。

3 その他

(副委員長) 政務活動費の用途基準の見直しについて、新聞購読費やICT関連費以外で見直しが必要な項目があるかどうか、本日は協議することができなかったため、次回の委員会の議題とする。

(委員長) 政務活動費の金額については、いつの委員会で話し合うか desknet'sNEO の電子会議室で報告する。

(議長) 来週9月2日の本会議について、台風の影響が心配されるが、今のところは予定どおり開会したいと思っている。

(委員長) 次回は令和6年9月26日(木)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。